

1. 沖縄県立球陽高等学校職員の勤務時間の割り振りに関する規程

(趣旨)

第1条 この規定は、沖縄県立教育委員会の所轄する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振りに関する規程（昭和47年規則第22号）第3条の規定に基づき、球陽高等学校に勤務する職員の勤務時間の割り振りに関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は休憩時間を除き次の通りとする。

月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時00分

第3条 職員の休憩時間は次のとおりとする。

休憩時間：午前11時55分～午後12時40分

第4条 土曜日、日曜日は勤務を要しない日とする。ただし、運動会、文化祭その他恒例の行事計画の実施のため止む得ない場合は、土曜日、日曜日を勤務を要する日とし、土曜日、日曜日以外の日を勤務を要しない日として臨時に振り替えるものとする。

附 則

この規程は、平成元年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。